

平成29年度

教 育 行 政 執 行 方 針

平成29年3月

新ひだか町教育委員会

平成29年度新ひだか町教育行政執行方針

平成29年第1回新ひだか町議会定例会の開会に当たり、教育委員会所管行政に関する執行方針を申し上げますので、町議会議員の皆様をはじめ、町民各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

I 基本的な考え方

＜基本目標＞

基本目標として次の2点を設定し、教育行政を推進します。

- 1 未来社会を生きる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた人づくり
- 2 生涯を通して生きがいをもち実りある人生を創る豊かな学びの環境づくり

＜基本方針＞

基本目標を実現するため、教育の政治的中立性や継続性、安定性を確保しつつ、教育行政の担い手として、より高い使命感をもって教育の充実を目指し、町と一体となった取組を進めます。

現在の子どもたちが生きる未来社会は、生産年齢人口の減少やグローバル化の進展に加え、情報技術の急速な発達など、加速度的に社会が変化していくことが明らかです。

このような社会の中で、主体的に学び続け、自らの能力を

引き出しながら、生きていく力を身に付け、将来の担い手としての強い意志や高い意欲をもった人へと成長させることが、新ひだか町の教育に課せられた重要な責務です。

このため、人格の完成を目指すという教育の目的を踏まえつつ、新ひだか町ならではの自然、歴史、文化、産業などの教育資源を活かした特色ある教育活動を展開する中で、ふるさとへの愛着と誇りを培い、自立し、多様な他者と協働しながら新たな価値を創り出していくために必要な資質・能力を高めます。

1 学校教育の充実

学校教育においては、急速に変化するこれからの社会を見据え、子どもたちに生涯学習の基礎を培うため、基礎・基本の確実な定着と、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の資質・能力及び主体的に学習に取り組む態度を養うことが極めて重要です。

また、自己の生き方を考え、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養い、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲、能力を育成し、健康を保持増進するための実践力や体力の向上により、明るく豊かな生活を営む態度を育てることが大切です。

このことを踏まえ、各学校において法令や学習指導要領に基づき、適切な教育課程を編成・実施し、その評価・検証・改善を通して、子どもたちに「生きる力」が着実に育まれるよう施

策の推進に努めます。

また、少子化による児童生徒数の減少と小・中学校施設の老朽化が進んでいる状況にあって、当町の地域性を踏まえた学校の適正規模、適正配置及び施設整備に関する再編整備計画の策定に取り組みます。

2 社会教育・社会体育の充実

社会教育・社会体育においては、町民の誰もが生涯を通して芸術文化やスポーツに親しみ、健康で心豊かな生活を送ることができる生涯学習社会の実現を目指すことが重要です。

そのためには、学校・家庭・地域及び関係機関・団体が連携し、学ぶことやスポーツすることの喜びを味わうとともに、活動の成果を発揮することができる環境づくりを進めることが大切です。

このことを踏まえ、読書に親しむ機会の拡充や創作・発表などを行う芸術文化活動及び「生涯スポーツの町」としてのスポーツ活動を通して、地域の中で健康で生き生きとした生活が送られるよう、社会教育・社会体育の事業及び施策の推進に努めます。

Ⅱ 主要施策の推進

このような教育行政の基本的な考え方に基づき主要な施策について申し上げます。

＜学校経営の充実＞

学校経営の充実のためには、校長が「育てたい子ども像」を明確に示し、優れたリーダーシップのもと、「チーム学校」として組織的に質の高い教育活動を展開するとともに、マネジメントサイクルに基づく学校評価を適切に行い、学校経営の改善に活かし、学校間及び地域との連携によって、より一層開かれた信頼される学校づくりを進めていくことが必要です。

このことを踏まえ、学校の責任者である校長をしっかりとサポートし、教職員が積極的に教育活動に取り組むことができるよう教育環境を整備するとともに、組織体として機能する学校づくりが推進されるよう様々な機会を通して指導・支援します。

また、保護者や地域住民が学校運営に参画して学校と地域が連携・協働するコミュニティ・スクールなどの導入を検討しながら、地域とともにある学校づくりを推進します。

＜教育課程の充実＞

教育課程の充実のためには、カリキュラムマネジメントを確立し、子どもたちの実態を踏まえ「知・徳・体」の調和のとれた指導計画のもとで教育活動を展開し、常に評価・改善を行い、より質の高い教育活動へと改善していくことが必要です。

また、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を通して「ふるさと新ひだか町」への愛着と誇りを培い、町の将来の担い手としての資質・能力を高めていくことが必要です。

このことを踏まえ、教育課程の適正な管理を進め、教育課程ヒアリングや学校訪問を通して実施状況を把握するとともに、各学校が新学習指導要領についての研修を深め、新しい教育課程への円滑な移行が図られるよう指導・助言に努めます。

また、地域の人材や施設などが、キャリア教育を含めた学校のすべての教育活動に有効に活用されるよう連携協力や情報提供等に努めます。

＜学習指導の充実＞

学習指導の充実のためには、全国学力・学習状況調査及び標準学力検査等の結果・分析を踏まえて「学校改善プラン」を策定し、全教職員の共通理解のもと、授業改善や家庭学習習慣の確立を進めていくことが大切です。

特に、授業改善においては、学習環境を整え、授業の課題やねらいを明確にした問題解決的な学習過程を通して、主体的・対話的で深い学びを実現できるようにすることが必要です。

このことを踏まえ、全国学力・学習状況調査や標準学力検査を実施し、その結果を確実に学習指導の改善に活かすよう指導・助言に努め、標準学力検査の補充資料「アシストシート」などの積極的な活用を奨励します。

また、学びの質の向上を図るため、ICT（情報通信技術）

環境の整備を進めるとともに、学力向上推進会議を開催し、各学校での取組や他の地域での優れた実践に学ぶ機会を設け、学校間連携の強化により、学力向上策を充実します。

さらに、社会教育との連携を図り、学校司書を町図書館に配置して、各学校に派遣し、読書活動を一層推進するほか、学校の休日や長期休業中を活用した子どもたちへの学習サポートにより、家庭学習習慣や生活リズムの改善に努めます。

＜生徒指導の充実＞

生徒指導の充実のためには、いじめ等の問題行動に適切に対応する生徒指導体制のもと、児童生徒理解を基盤とした望ましい人間関係を確立し、自己決定や自己有用感、自己存在感を重視した指導を通して、自分をコントロールする力を育てていくことが必要です。

このことを踏まえ、生徒指導の機能を生かした教育活動の展開を促すとともに、いじめ等の発生状況を的確に把握し、「北海道いじめの防止等に関する条例」に従って取組を進め、各学校が自校の「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ等の未然防止や早期対応が適切かつ迅速に行われるよう指導・助言に努めます。

また、スマートフォンやインターネットにおけるネットモラルの指導が徹底されるよう関係機関と連携し、取組を進めます。

不登校対策については、担当職員の配置やスクールカウンセラーの活用、ケース会議の開催などの相談体制を整え、学校や

家庭を支援します。

＜健康安全教育の充実＞

健康安全教育の充実のためには、生涯にわたって健康で安全な生活を送るために必要な資質・能力を育成し、安全で安心な社会づくりに貢献する態度を培うことが必要です。

また、体力・運動能力の向上に継続的に取り組むとともに、健康の基盤である望ましい食生活と食習慣を身に付けさせる食育の指導に努めることが必要です。

このことを踏まえ、健康安全に関する指導状況を把握し、的確に指導・助言を行うとともに、各学校が関係機関や団体との連携による防犯教室の開催や防災教育の推進を通して、健康安全指導が徹底されるよう促します。

また、町と連携し、希望する中学2年生を対象としたピロリ菌検査と、全小学校でのフッ化物洗口を実施します。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に基づき、「体力向上プラン」による「1校1実践」の取組などの推進や各学校で行う体力・運動能力向上への取組に、地域の人材や教育委員会職員を派遣しての指導・支援を行うとともに、啓発活動などを通じた町ぐるみによる「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進します。

学校給食では、地場産物を積極的に使用し、栄養バランスの整った給食と、安心・安全な給食を提供するための管理体制の充実に努めるとともに、食への感謝の心をもち食文化への理解

を深める食育を栄養教諭が中心となって推進します。

今年度、北海道学校保健研究大会を当町が主管して開催することから、その成果を健康安全教育の充実に資することができるよう努めます。

＜特別支援教育の充実＞

特別支援教育の充実のためには、個別の指導計画と個別の教育支援計画に基づいて、学校・家庭・関係機関が連携を図り、インクルーシブ教育の構築を目指し、適切な指導・支援を行うことが必要です。

このことを踏まえ、特別支援教育担当教員の研修参加を積極的に促し、専門的な指導力の向上を図るとともに、特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの障がいの状況と教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援が行われるよう努めます。

また、北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校や医療機関等との連携を図り、諸検査の実施や教育相談及び教育支援委員会の開催を通して適切な就学指導を進めます。

＜心の教育の充実＞

心の教育の充実のためには、道徳教育推進教師を中心に新学習指導要領の趣旨に基づいた全体計画及び指導計画を整備し、授業を「考え議論する道徳」へと転換するなどして道徳教育の改善・充実を図り、子どもの道徳性を高めていくことが必要です。

このことを踏まえ、「特別の教科道徳」に即した道徳の授業及び評価の実施を促すとともに、各学校の授業実践を集約した実践記録集の作成を継続し、共有する中でよりよい実践に活かされるようにします。

また、町内の学校での道徳の公開授業の実施や道徳教育推進教師等を全道規模の研究大会や研修会に派遣し、研修成果の還流を図るなど研修の充実に努めます。

さらに、文部科学省発行の「私たちの道徳」の活用を一層進め、教育活動の充実はもとより、保護者の道徳教育への関心を高めます。

＜教職員の指導力の向上＞

教職員の指導力の向上のためには、子どもの学びの質的向上につながる確かな理論に基づいた校内研究・校内研修を計画的に推進し、公開授業や公開研究会を行い広く意見を求め、指導方法の工夫改善を積み重ねるとともに、教職員が学校の研究テーマやライフステージに応じた校外研修に積極的に取り組むことが必要です。

このことを踏まえ、公開研究会の開催及び参加を奨励するとともに、教育局の義務教育指導監及び指導主事による学校訪問や教育委員会指導主事をはじめとする職員の派遣を行い、各学校の実態を把握し、指導・助言に努めます。

また、教職員が学校在職期間中に2回以上は道立教育研究所や日高教育研究所の研修講座、北海道教育委員会や日高管内教

育委員会連絡協議会の主催する研修会に参加するよう促すとともに、複雑化・多様化する学校の課題に対する計画的な研修への参加を奨励・支援します。

＜社会教育活動の充実＞

社会教育活動の充実のためには、町民一人ひとりが生涯を通して積極的に学び続け、心豊かな生活を送ることのできる環境づくりが必要です。

このことを踏まえ、少年教育事業として「わんぱくチャレンジスクール」や「週末キッズスクール」などを実施し、子どもたちが自ら学び続ける意欲を養うとともに、事後研修を通してジュニアリーダー育成に努めます。

「家庭教育学級」や「子育てセミナー」では家庭・学校・地域の連携を図りながら子どもたちの健全育成とあわせ、総合的な子育て支援となるよう事業の充実に努めます。

また、町民の多様な学習活動の促進に向けては、学習ボランティアなど地域にある社会教育の資源を活用した体験学習、趣味や教養に係わる学習機会の拡充を図るとともに、後継者の育成を含め各種関係団体やサークル活動の活性化に努めます。

さらに、公民館をはじめ社会教育施設の計画的な整備を図りながら、新たな拠点施設となる（仮称）総合町民センター「はまなす」の施設の特性を活かした活用の促進に努めます。

＜芸術文化活動の充実＞

芸術文化活動の充実のためには、心豊かに暮らせるよう、文化団体やサークル活動など自主的な活動を活性化するとともに、芸術文化の鑑賞及び発表の機会を確保することが必要です。

このことを踏まえ、団体・サークル活動の活発化や後継者及び指導者の育成のため積極的な支援に努めます。

また、町民が優れた芸術に触れる機会の拡充のため「芸術鑑賞事業」や「芸術鑑賞バスツアー」を開催します。

さらに、町民の発表機会の拡充を図るため「町民芸術祭」など町民が主体となった事業を展開します。

＜文化財保護・保存活動の充実＞

博物館は、先人が遺した郷土資料を後世に伝えるための保存と管理を進めるとともに、郷土の自然・歴史・文化などに関する展示や講座などを通して、町民が文化財に親しみながら、学ぶ機会を提供します。

文化財の保護・保存に関する普及啓発や資料の収集及び調査・研究に努めるとともに、本年が、日高本線の様似町までの全線開通80年という節目の年であることから、関連した企画展示を行うなど、博物館事業の充実を図ります。

また、国指定史跡は「史跡シベチャリ川流域チャシ跡群保存管理計画」に基づき、関係団体と連携しながら、計画的に適切な保存管理に努めます。

＜図書館の充実＞

図書館は、乳児と保護者を対象としたブックスタート事業を通して、乳幼児期からの読書の大切さについて普及・啓発を進めます。

また、子ども向けの読み聞かせや読書週間事業の実施及び新しい移動図書館車の活用を推進するとともに、図書館の利用促進を図るため成人を対象にした事業の充実に努めます。

(仮称) 総合町民センター「はまなす」に移設される分館では、蔵書構成及び配架計画を着実に推進するとともに、図書資料の一層の充実を図り、町民が快適な環境で利用できる施設となるよう努めます。

＜スポーツ振興の充実＞

スポーツ振興の充実のためには、町民一人ひとりが生涯にわたりスポーツに親しみ、健康な心とからだをつくり、互いに手と手を取り合って、明るく元気な町を築くため、子どもから高齢者までのすべてが日常的にスポーツに接することができる環境づくりが必要です。

このことを踏まえ、体力や年齢に応じたスポーツ教室を実施し、幼年期からスポーツに親しむ習慣づくりに努めるとともに、仲間や友人と気軽に参加できる各種スポーツ大会を実施します。

また、当町で開催される「第32回全日本壮年ソフトボール大会北海道予選会」への支援や合宿の誘致により、スポーツ交流人口の拡大と町内におけるスポーツの活性化に努めます。

そのほか、既存の体育施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設全般のあり方について検討します。

ライディングヒルズ静内は、誰もが気軽に馬との触れ合いや乗馬ができる施設として、更に活用方法を検討するなど有効利用に努めます。

以上、平成29年度教育行政の執行に関する主要施策を申し上げます。

新ひだか町の活力ある発展のため、学校はもとより、地域、関係機関・団体などと連携を図りながら、「未来への礎」を築くため、より一層、充実した教育行政を推進いたしますので、町民の皆様並びに町議会議員の皆様の御支援と御協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。